

令和7年10月

建築士事務所を運営していく上での注意事項について

富山県土木部建築住宅課

I 近年改正された法令等について

設計図書、工事監理報告書等の押印の廃止について（令和3年9月1日施行）

建築士法の改正により、設計図書への押印は不要となりました。また、工事監理報告書、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書、閲覧に供する書類についても押印が廃止されました。なお、設計図書を電磁的記録により保存しようとする場合は、電磁的記録が保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるようにし、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じることとされていますので、ご注意ください。

併せて、重要事項説明の際に交付する書面について、建築主の承諾を得て、電子メール等による電磁的方法により提供することができるようになりました。ただし、ファイルの改変を行えないようファイルの種類を PDF 形式とするなどの措置が必要です。テレビ会議等の IT を活用した重要事項説明をする際は、国土交通省のマニュアルをご確認ください。

（関連法令：法第 20 条、法第 24 条の 7、省令様式¹）

省令様式の押印の廃止について（令和3年1月1日施行）

建築士法施行規則で定められている建築士事務所登録申請書（第 5 号書式）や設計等の業務に関する報告書（第 6 号の 2 書式）などの様式の押印が廃止されました。

（関連法令：省令書式）

保存図書の制度の見直しについて（令和2年3月1日施行）

建築士法により建築士事務所の開設者は一定の図書について 15 年間保存することが義務づけられていますが、建築士法施行規則が改正され、保存の対象となる図書が拡大しました。

全ての建築物について、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等※、工事監理報告書の保存が義務づけられます。

※ 構造計算書等とは、次の図書をいいます。

- ① 保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書
- ② 仕様規定の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書
- ③ 壁量計算、四分割法の計算、N 値計算に係る図書

（関連法令：法第 24 条の 4、省令第 21 条）

¹ この資料において、建築士法を「法」と、建築士法施行規則を「省令」といいます。

II 建築士事務所の運営に関わる主な規定について

1 建築士事務所の登録について

建築士又は建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等※を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて都道府県知事の登録を受けなければなりません。

登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間です。

なお、富山県では指定事務所登録機関として（一社）富山県建築士事務所協会²を指定していますので、建築士事務所の登録申請等の手続きは当該協会をお願いします。

※「設計等」とは、次の業務をいいます。

- ① 設計
- ② 工事監理
- ③ 建築工事契約に関する事務
- ④ 建築工事の指導監督
- ⑤ 建築物に関する調査又は鑑定
- ⑥ 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理

（関連法令：法第23条）

2 建築士事務所の登録事項の変更について

建築士事務所の開設者は、次の事項に変更があったときは、都道府県知事に届け出なければなりません。なお、①から③については2週間以内に、④については3か月以内に届け出なければなりません。

建築士事務所の変更の届出等の手続きは、指定事務所登録機関である（一社）富山県建築士事務所協会をお願いします。

〈届出が必要な事項〉

- ① 建築士事務所の名称及び所在地
- ② 登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員の氏名
- ③ 管理建築士の氏名及びその者の一級、二級、木造建築士の別
- ④ 所属建築士の氏名及びその者の一級、二級、木造建築士の別

（関連法令：法第23条の5）

² （一社）富山県建築士事務所協会

〒930-0094 富山市安住町7-1 富山県建築設計会館2F

TEL：076-442-1135 営業時間：9:00～17:00（土日祝休み）

3 管理建築士の専任性について

建築士事務所の開設者は、建築士事務所ごとに、その建築士事務所を管理する専任の建築士を置かなければなりません。

管理建築士は、建築士事務所が業務を行っている間は、専ら事務所を管理する必要があります。その業務の遂行に支障をきたすような他の職業を兼ねたり、同時に2つ以上の建築士事務所の管理建築士になったりすることはできません。

(関連法令：法第24条)

4 設計等の業務に関する報告について

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3か月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければなりません。

※ 報告書の様式は、省令第6号の2書式と定められています。

※ 事業年度は、各建築士事務所で定めてください。なお、法人で登録している場合は会社の決算期間、個人で登録している場合は確定申告の課税期間とするのが一般的です。

※ 富山県では、報告書の受付事務を（一社）富山県建築士事務所協会が行うこととしています。提出方法については、（一社）富山県建築士事務所協会にお問い合わせください。

(関連法令：法第23条の6、省令第20条の3 関連様式：13ページ)

5 名義貸しの禁止について

建築士事務所の開設者は、自己の名義をもって他人に建築士事務所の業務を営ませてはなりません。

(関連法令：法第24条の2)

6 再委託の制限について

建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に再委託してはなりません。これらの業務を再委託する場合は、建築士事務所の登録を受けている者に委託しなければなりません。

また、建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはなりません。

(関連法令：法第24条の3)

7 帳簿の備付けについて

建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する次の事項を記載した帳簿を備え付けなければなりません。また、建築士事務所の開設者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖し、その翌日から起算して15年間保存しなければなりません。

〈帳簿の記載事項〉

- ① 契約の年月日
- ② 契約の相手方の氏名又は名称
- ③ 業務の種類及びその概要
- ④ 業務の終了の年月日
- ⑤ 報酬の額
- ⑥ 業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名
- ⑦ 業務の一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る業務の概要並びに受託者の氏名又は名称及び住所
- ⑧ 法第24条第4項の規定により開設者に対して管理建築士から意見が述べられたときは、当該意見の概要

(関連法令：法第24条の4、省令第21条 参考様式：18ページ)

8 図書の保存について

建築士事務所の開設者は、その建築士事務所に所属する建築士が建築士事務所の業務として作成した次の図書を、作成した日から起算して15年間保存しなければなりません。

〈保存を要する図書〉

- ① 設計図書のうち、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書等※

- ② 工事監理報告書

※ 構造計算書等とは、次のものを指します。

- ① 保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書
- ② 仕様規定の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書
- ③ 壁量計算、四分割法の計算、N値計算に係る図書

(関連法令：法第24条の4、省令第21条)

9 標識の掲示について

建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければなりません。

また、上記標識に加え、近年の IT 技術の進展による情勢を踏まえ、消費者の利便性の向上のため、HP 等インターネット上でも同様の内容を公開するようお願いいたします。

なお、HP 等インターネット上での公開を義務付けるものでないこと、HP 等インターネット上に公開したことをもって、建築士法第 24 条の 5 における掲示の義務が果たされることではないことについてご注意ください。

※ 標識の様式は、省令第 7 号書式と定められています。

(関連法令：法第 24 条の 5、省令第 22 条 関連様式：21 ページ)
(令和 5 年 7 月 3 日付 国住指第 147 号 技術的助言)

10 書類の閲覧について

建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績など定められた事項を記載した書類を作成し、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。

建築士事務所の開設者は、第 7 号の 2 書式による書類を事業年度ごとに当該事業年度経過後 3 か月以内に作成し、遅滞なく備え置くものとし、備え置いた日から起算して 3 年を経過する日までの間、当該建築士事務所に備え置くものとします。

また、建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じたときは、第 7 号の 2 書式とは別に、その内容を記載した書類を遅滞なく作成し、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。

なお、建築士事務所の開設者は、近年の IT 技術の進展による情勢を踏まえ、消費者の利便性の向上のため、設計等を委託しようとする者の求めに応じてメール等で上記書類の提供を行うようお願いいたします。

※ 書類の様式は、省令第 7 号の 2 書式と定められています。

(関連法令：法第 24 条の 6、省令第 22 条の 2 関連様式：22 ページ)
(令和 5 年 7 月 3 日付 国住指第 147 号 技術的助言)

11 重要事項説明について

建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければなりません。

重要事項説明をするときは、説明する建築士は建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければなりません。

〈説明事項〉

- ① 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類
- ② 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
- ③ 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級、二級、木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨
- ④ 報酬の額及び支払の時期
- ⑤ 契約の解除に関する事項
- ⑥ 建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級、二級、木造建築士事務所の別
- ⑦ 建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）
- ⑧ 設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
- ⑨ 業務に従事することとなる建築士の登録番号
- ⑩ 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあつては、その氏名
- ⑪ 設計又は工事監理の一部を委託する場合にあつては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地

（関連法令：法第24条の7、省令第22条の2の2 参考様式：26ページ）

12 書面による契約について

延べ面積が 300 m²を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。この内容を変更するときは、変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

増築、改築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替の場合においても、それに係る部分の新築とみなして、この規定が適用されます。

なお、この規定により書面を相互に交付した場合には、法第 24 条の 8 による書面の交付を行う必要はありません。

〈書面の記載事項〉

- ① 「11 重要事項説明について」に掲げる①～⑪の事項
- ② 設計又は工事監理の実施の期間
- ③ 「11 重要事項説明について」に掲げる⑧～⑪の事項のほか、設計又は工事監理の種類、内容及び方法

(関連法令：法第 22 条の 3 の 3、省令第 17 条の 38 参考様式：28 ページ)

13 書面の交付について

建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該書面に記名押印又は署名をして、当該委託者に交付しなければなりません。

なお、法第 22 条の 3 の 3 の規定による書面による契約を行った場合には、この規定は適用されません。

〈書面の記載事項〉

- ① 「11 重要事項説明について」に掲げる①～⑪の事項
- ② 設計又は工事監理の実施の期間
- ③ 「11 重要事項説明について」に掲げる⑧～⑪の事項のほか、設計又は工事監理の種類、内容及び方法
- ④ 契約の年月日
- ⑤ 契約の相手方の氏名又は名称

(関連法令：法第 24 条の 8、省令第 22 条の 3 参考様式：31 ページ)

14 建築士免許証等の提示について

建築士は、設計等の委託者（委託しようとする者を含む。）から請求があったときは、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければなりません。

なお、設計等とは、「1 建築士事務所の登録について」に記載されている業務をいいます。

（関連法令：法第 19 条の 2）

15 設計図書への記名について

建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級、二級、木造建築士である旨の表示をして記名しなければなりません。

（関連法令：法第 20 条）

16 構造計算安全性証明書について

建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければなりません。

証明書の様式は、省令で第 4 号書式と定められています。

ただし、一級建築士でなければ設計できない建築物のうち建築基準法第 20 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行う場合で、構造設計一級建築士が構造設計を行った場合又は構造設計一級建築士以外の一級建築士が構造設計を行い構造設計一級建築士に構造関係規定の適合について確認を求めた場合は、証明書を交付する必要はありません。

（関連法令：法第 20 条、省令第 17 条の 14 の 2 関連様式：33 ページ）

17 工事監理報告について

建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書で建築主に報告しなければなりません。

この報告書の様式は、省令で第 4 号の 2 書式と定められています。

また、建築士事務所の開設者は、その作成した文書を、作成した日から起算して 15 年間保存しなければなりません。

（関連法令：法第 20 条、省令第 17 条の 15 関連様式：35 ページ）

18 定期講習の受講について

建築士事務所に所属する一級、二級、木造建築士は、直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年の期間ごとに、それぞれ一級、二級、木造建築士定期講習を受けなければなりません。

また、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士は、直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年の期間ごとに、構造設計一級建築士定期講習、設備設計一級建築士定期講習を受けなければなりません。

(関連法令：法第22条の2、省令第17条の36、省令第17条の37)

19 立入検査について

都道府県知事は、建築士法の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができることとなっています。

建築士事務所の状況をたえず的確に把握することで、適切な建築士行政を行うことを目的とした規定で、正当な理由なく拒むなどの行為をすると罰せられることがあります。

(関連法令：法第26条の2、法第41条)

III 関係様式について

省令で定められている様式や、参考となる様式を紹介します。

- ① 建築士法第 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書
- ② 建築士法第 24 条の 4 第 1 項の規定に基づく帳簿
- ③ 業務記録台帳（帳簿）
- ④ 第 7 号書式（標識）
- ⑤ 建築士法第 24 条の 6 の規定により閲覧に供する書類
- ⑥ 重要事項説明書
- ⑦ 建築設計・監理業務委託契約書
- ⑧ 建築士法第 24 条の 8 の規定に基づき委託者に交付する書面
- ⑨ 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書
- ⑩ 工事監理報告書

一部の様式は、富山県のホームページ「建築士事務所を運営していく上での注意事項について」からもダウンロードできますので、ご利用ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1507/kurashi/seikatsu/sumai/kj00011310/kj00011310-007-01.html>

上記②、③、⑥、⑦、⑧の様式は省令等で定められているものではないので、必要事項が記されていれば、これ以外の様式を使用しても構いません。

なお、⑥や⑦の様式は、建築四会（（一社）日本建築士事務所協会連合会、（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本建築家協会、（一社）日本建設業連合会）で推奨されている様式であり、詳しくは「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会」のホームページをご確認ください。

<https://www.njr.or.jp/yonkai/>

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

富 山 県 知 事 殿

令和 年 月 日
（ ）建築士事務所 富山県知事登録第（ ）号
名 称

所在地
電話（ ）番
建築士事務所の開設者の氏名又は名称

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名
も併せて記載すること。

事業年度（ 法人 ・ 個人 ）
月 日 ～ 月 日

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

〔記入注意〕

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
2 〔例〕

富山県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延 700 m ²	設計及び 工事監理	平成 19. 2. 1 19.10.3
-----	------	--------------------------------------	--------------	---------------------------

[illegible]

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士及び管理である場合は、その旨	登録番号	登録を受理した都道府県建設局長（又は建築士会）	建築士法第22条第1項第3号に定める講習を受けた日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の登録番号	建築士法第22条第4項及び第5項に定める講習を受けた年月日
計				一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名		

(第四面)

所属建築士の業務の実績

〔記入注意〕

- 1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限り、直近のものから順次記入して下さい。

2 〔例〕

国土 太郎	富山県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延 700 m ²	設計及 び工事 監理	平成 19. 2. 1 19.10. 3
-------	-----	------	--------------------------------------	------------------	----------------------------

[illegible]

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

[illegible]

建築士法第24条の4第1項の規定に基づく帳簿

帳簿 No. (年 月 日)

[illegible]

業務記録台帳（建築士法第24条の4 該当備付帳簿）

○印の数字は、建築士法施行規則第21条第1項の各号に該当する法定事項を示す。

										受付No.					
件名										件 No.					
建築主	住 所									契 約 報 酬 額					
	氏 名									受 領 報 酬 額 ⑤					
契約の相手方②（報酬請求先）	住 所									契 約 準 備	見 積 提 出				
	氏名（名称）										委 託 契 約 ①				
											建 築 主 打 合				
											現 地 調 査				
受託業務③	・調査企画		・工事監理（常駐・非常駐）			概要					官 公 庁 打 合 せ	要 綱 調 査			
	・基本設計		・契約事務									法 令 調 査			
敷地	・実施設計		・工事指導監督								基本設計	法 令 打 合			
	・手続代理		・建築物調査・鑑定									上 水 道			
	・その他()											下 水 道			
	敷地		地名・地番									清 掃			
	住居表示											消 防			
	敷地面積		㎡		実測図		建築主提供（有・無）					ガ ス			
			坪				作成者（ ）					電 力			
	用途地域（A、Bは2地域にわたる場合利用）		(1・2)低住専、(1・2)中高住専(1・2・準)住居、商業、近隣商業、準工、工業専用、工業、指定なし、()				(1・2)低住専、(1・2)中高住専(1・2・準)住居、商業、近隣商業、準工、工業専用、工業、指定なし、()					電 話			
			建ぺい率(%)				建ぺい率(%)								
			容積率(%)				容積率(%)								
	防火地域		防火・準防火・指定なし				防火・準防火・指定なし								
	口影規制		()種・測定面(1.5、4.0m)5m(時間)、10m(時間)				()種・測定面(1.5、4.0m)5m(時間)、10m(時間)								
	高度地区		第 種				第 種								
	その他の地域等														
	道路幅員		面		m		面		m						
			面		m		面		m						
地 質		支持地盤 GL m								融 資	承 認				
構造・規模③		用 途						各階床面積(㎡)			申 請				
		構 造		W・CB・S・RC・SRC				階		審 査					
		工事種別		新築・増築・				階		承 認					
		階 数		地上 階、地下 階、PH 階				階		着 手					
		建築面積		㎡		建ぺい率		%							
		延床面積		㎡		容積率		%							
		容積外面積		㎡		容積充足率		%							
		施工床面積		㎡		レントブル比		%							
		設計業務担当建築士及び建築設備士名⑥・図面枚数													
区分	氏名	版	枚	区分	氏名	版	枚	階		申 請	掲 示 屈				
総括				電気				階			許 可 申 請				
意匠				給排水				階			許 可 日				
構造				空調				階			確 認 申 請				
								階			消 防 同 意				
								階			確 認 日				
								階			(主 事 名)				
								階							
								階							
								階							
業務委託先⑦	委託業務概要								階		文 書	確 認 返 却			
	委 託 先 名								階			設計完了報告			
									階						
	委 託 先 住 所								階						

監理建築士				記入者				業務結果		中断				(赤色)	
印				印						終了④				(青色)	

件名					施工業者										
工事監理業務担当建築士及び建築設備士名⑥					住所・TEL・担当者										
総括		電気			指名業者 (金額)	1			6						
意匠		給排				2			7						
構造		空調				3			8						
						4			9						
						5			10						
契約準備	見積提出				工事費		予算	契約(千円)	追加・変更(千円)	計(千円)					
	監理契約①					建築									
	現説					電気									
	入札					規格設備									
	工事契約														
工事経過	地鎮祭					経費									
	着工					合計									
	着工				工事関係者記録	区分	社名	所在地	TEL	担当	評価				
						建築									
						電気									
						給排水									
						空調									
						昇降機									
					保証書	社名	保障内容		保障期間						
					アフターケア記事	竣工1年後検査									
					士法第24条第3項による管理建築士の意見が述べられた場合、その概要⑧										
	検査	所内検査				備考									
		完了届													
検査()															
検査済証(〃)															
検査(消防)															
検査済証(〃)															
手直し															
引渡し															
半年検査															
1年検査															
文書	検査済証()			返却相手											
	検査済証(消防)			返却相手											
	監理完了報告														
	士法 20-2 報告														

↑進度表示 (塗りつぶし)

第 7 号書式（第 22 条関係）

25cm 以上	名 称	
	登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 富山県知事登録第〇〇〇〇〇号
	開 設 者	氏名
	管 理 建 築 士	一級 二級 建築士 氏 名 木造
	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
40cm 以上		

第七号の二書式（第二十二条の2関係）

建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類

（第一面）

建築士事務所の概要

年 月 日現在

建築士事務所	ふりがな 名 称	
	所在地	
登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 () 知事登録第 号	
開 設 者	氏名又は名称	
管理建築士	一級 二級 建築士 氏名 木造 () 登録第 号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

年 月 日現在

〔記入注意〕

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
2 〔例〕

国土	太郎	東京都 千代田区 霞ヶ関 〇—〇—〇	国土マンション 共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延 700 m ²	設計及び 工事監理	平成 19. 2. 1 19. 10. 3
----	----	-----------------------------	-----------------	--------------------------------------	--------------	-----------------------------

[illegible]

(第三面)

所属建築士名簿

年 月 日現在

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の管理及建築にあつては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士の場合は）	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定めるもののうち直近の年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定めるうち直近の年月日
計			一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士				名 名 名 名 名

(第四面)

所属建築士の業務の実績

年 月 日現在

〔記入注意〕

- 1 所属建築士の業務の実績を、直近のものから順次記入して下さい。
2 〔例〕

国土	太郎	交通	花子	東京都 千代田区 霞ヶ関 〇—〇—〇	国土マンション 共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延 700 m ²	設計及び 工事監理	平成 19. 2. 1 19. 10. 3
----	----	----	----	-----------------------------	-----------------	--------------------------------------	--------------	-----------------------------

[illegible]

重 要 事 項 説 明 書

年 月 日

様

本重要事項説明は、建築士法第 24 条の 7 に基づき、設計受託契約又は工事監理受託契約に先立って、あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。本説明内容は最終的な契約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。

受託業務名称：

建築士事務所の名称：
建築士事務所の所在地：
区分（一級、二級、木造）：（ ）建築士事務所
開設者氏名：
（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）

1. 対象となる建築物の概要

建設予定地：
主要用途：
工事種別：
規模等：

2. 作成する設計図書の種類（設計受託契約の場合）

3. 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法 （工事監理受託契約の場合）

- ①工事と設計図書との照合の方法：
- ②工事監理の実施の状況に関する報告の方法：

4. 設計又は工事監理の一部を委託する場合の計画

- ①設計又は工事監理の一部を委託する予定：□あり □なし
- ②委託する業務の概要及び委託先（ありの場合の計画）
- 委託する業務の概要：
- 建築士事務所の名称：
- 建築士事務所の所在地：
- 開設者の氏名：
- （法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）

5. 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

①設計業務に従事することとなる建築士・建築設備士	②工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】: 【資格】 () 建築士 【登録番号】 () 【氏名】: 【資格】 () 建築士 【登録番号】 () (建築設備の設計に関し意見を聴く者) 【氏名】: 【資格】 建築設備士	【氏名】: 【資格】 () 建築士 【登録番号】 () 【氏名】: 【資格】 () 建築士 【登録番号】 () (建築設備の工事監理に関し意見を聴く者) 【氏名】: 【資格】 建築設備士

* 設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨の記載が必要です。

6. 報酬の額及び支払の時期

①報酬の額： 円 ②支払の時期：

7. 契約の解除に関する事項

--

(説明をする建築士)

氏 名：_____④

資格等：() 建築士 ☐ 管理建築士

上記の建築士から建築士免許証（免許証明書）の提示のもと重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

年 月 日

(説明を受けた建築主)

住 所：_____

氏 名：_____④

印 紙

建築設計・監理業務委託契約書

委託者_____と

受託者_____は

件 名_____の

建築の設計業務及び監理業務について、次の条項と添付の四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款（以下「本約款」という。）及び業務委託書に基づいて、業務委託契約を締結する。

1. 対象となる建築物の概要

建 設 地_____

主要用途_____

工事種別_____

規 模 等_____

2. 業務委託の種類、内容及び実施方法

添付の業務委託書に示すとおりとする。

3. 業務の実施期間

基本設計業務（構造設計、設備設計を含む。）	年	月	日	～	年	月	日
実施設計業務（構造設計、設備設計を含む。）	年	月	日	～	年	月	日
監理業務	年	月	日	～	年	月	日
その他の業務（ ）	年	月	日	～	年	月	日
（ ）	年	月	日	～	年	月	日

4. 設計業務において、作成する成果物等（成果図書及びその他の成果物。建築士法第2条第6項に規定する設計図書を含む。）

添付の業務委託書に示すとおりとする。

5. 監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び監理の実施状況に関する報告の方法

添付の業務委託書に示すとおりとする。

6. 設計又は工事監理に従事することとなる受託者登録の建築士事務所所属の建築士・建築設備士

①設計業務に従事することとなる 建築士※・建築設備士 【氏名】： 【資格】（ ） 建築士 【登録番号】（ ） 【氏名】： 【資格】（ ） 建築士 【登録番号】（ ） （建築設備の設計に関し意見を聴く者） 【氏名】： 【資格】 建築設備士 【登録番号】（ ）	②工事監理業務に従事することとなる 建築士・建築設備士 【氏名】： 【資格】（ ） 建築士 【登録番号】（ ） 【氏名】： 【資格】（ ） 建築士 【登録番号】（ ） （建築設備の工事監理に関し意見を聴く者） 【氏名】： 【資格】 建築設備士 【登録番号】（ ）
--	---

※設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨の記載が必要です。

7. 設計又は工事監理の一部の委託先（協力建築士事務所）

再委託する業務の概要	委託先の建築士事務所の名称及び所在地並びに区分（一級、二級、木造）	開設者の氏名又は法人名称 （開設者が法人の場合は法人名称及び代表者の氏名）
	名称： 所在地： 区分（一級、二級、木造）：（ ）建築士事務所	
	名称： 所在地： 区分（一級、二級、木造）：（ ）建築士事務所	
	名称： 所在地： 区分（一級、二級、木造）：（ ）建築士事務所	

8. 業務報酬の額及び支払の時期（内訳別報酬を示す場合は、内訳欄も記載する）

	報酬額（内取引に係る消費税及び地方消費税の額）
業務報酬の合計金額	¥ _____（¥ _____）
（内訳） 基本設計業務	¥ _____（¥ _____）
実施設計業務	¥ _____（¥ _____）
監理業務	¥ _____（¥ _____）
その他の業務	¥ _____（¥ _____）

[illegible]

9. 契約の解除に関する事項

本約款第26条〔委託者の解除権の行使〕、第26条の2〔受託者の解除権の行使〕及び第27条〔解除後の取扱い〕の規定による。

10. 適用除外条項

本約款の各条項のうち、調査・企画業務に関する部分及び以下の条項については、適用除外とする。

第16条〔設計業務委託書の追加、変更等〕、第16条の2〔監理業務委託書の追加、変更等〕、第16条の4〔調査・企画業務委託書の追加、変更等〕

11. 特約事項

受託者の建築士事務所登録に関する事項

建築士事務所の名称.....

所在地.....

区分（一級、二級、木造）（ ）建築士事務所 （ ）知事登録 第.....号

開設者の氏名又は法人名称.....

（開設者が法人の場合は
その代表者の氏名）

この契約の証として本書2通を作り、委託者及び受託者が、記名押印又は署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

委託者 住所又は所在地.....

氏名又は名称.....印

受託者 住所又は所在地.....

氏名又は名称.....印

建築士法第 24 条の 8 の規定に基づき委託者に交付する書面

年 月 日

委託者	様
(契約の相手方の氏名又は名称) (施行規則第 22 条の 3 第 1 項第 2 号)	
建築士法第 24 条の 8 の定めにより、 年 月 日付締結の業務受託契約に関して、次の事項を通知します。(施行規則第 22 条の 3 第 1 項第 1 号)	
受託者 (法第 24 条 8 第 1 項 1 号、第 22 条の 3 の 3 第 1 項第 6 号、施行規則第 17 条の 38)	
建 築 士 事 務 所 の 名 称 :	
建 築 士 事 務 所 の 所 在 地 :	
区 分 (一 級、二 級、木 造) : () 建築士事務所	
開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称 :	
(法人の場合は代表者氏名)	

受託業務名称 : _____

1. 対象となる建築物の概要 (法第 24 条 8 第 1 項第 1 号、第 22 条の 3 の 3 第 1 項第 6 号、施行規則第 17 条の 38)

建設予定地 :
主 要 用 途 :
工 事 種 別 :
規 模 等 :

2. 業務の種類、内容、実施方法及び実施期間

(法第 24 条の 8 第 1 項第 1 号、第 22 条の 3 の 3 第 1 項第 6 号、施行規則第 17 条の 38)

業務の種類及び内容	実施の有無	実施方法等	実施期間〔予定〕
1. 基本設計業務(構造設計、設備設計を含む)			年 月 日から 年 月 日まで
2. 実施設計業務(構造設計、設備設計を含む)			年 月 日から 年 月 日まで
3. 工事監理業務			年 月 日から 年 月 日まで
4. その他の業務 (契約に含まれる上記以外の業務)		(具体的業務内容)	年 月 日から 年 月 日まで

3. 作成する設計図書の種類 (設計受託契約の場合) (法第 24 条の 8 第 1 項第 1 号、第 22 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号)

--

4. 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法 (工事監理受託契約の場合)

(法第 24 条の 8 第 1 項第 1 号、第 22 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号)

①工事と設計図書との照合の方法 :
②工事監理の実施状況に関する報告の方法 :

5. 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

(法第24条の8第1項第1号、第22条の3の3第1項第3号及び第6号、施行規則第17条の38)

①設計業務に従事することとなる建築士・建築設備士	②工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】： 【資格】（ ） 建築士 【登録番号】（ ） 【氏名】： 【資格】（ ） 建築士 【登録番号】（ ） (建築設備の設計に関し意見を聴く者) 【氏名】： 【資格】 建築設備士	【氏名】： 【資格】（ ） 建築士 【登録番号】（ ） 【氏名】： 【資格】（ ） 建築士 【登録番号】（ ） (建築設備の工事監理に関し意見を聴く者) 【氏名】： 【資格】 建築設備士

＊ 設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨の記載が必要です。

6. 設計又は工事監理の一部の委託先(協力建築士事務所)

(法第24条8第1項第1号、第22条の3の3第1項第6号、施行規則第17条の38)

再委託する業務の概要	委託先の建築士事務所の名称及び所在地	開設者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏名)

7. 報酬の額及び支払の時期 (法第24条8第1項第1号、第22条の3の3第1項第4号)

①報酬の額： 円
②支払の時期：

8. 契約の解除に関する事項 (法第24条8第1項第1号、第22条の3の3第1項第5号)

--

第四号書式（第十七条の十四の二関係）

構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書

建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

年 月 日

() 建築士 () 登録第 号
氏 名

() 建築士事務所 () 知事登録第 号
名 称

所在地
電話 () 番

委託者 殿

建 築 物 の 所 在 地	
建 築 物 の 名 称 及 び 用 途	
建 築 面 積	m ²
延 べ 面 積	m ²
高 さ	1 最高の高さ m 2 最高の軒の高さ m
階 数	地上 階 地下 階
構 造	造 一部 造
建 築 物 の 区 分	1 建築基準法（以下「法」という。）第20条第1号に掲げる建築物 2 法第20条第2号に掲げる建築物 3 法第20条第3号に掲げる建築物 4 法第20条第4号に掲げる建築物
別添の構造計算書 に係る構造計算の 種類	1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第1項に定める基準に従った構造計算 2 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 5 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算 6 その他（ ）
別添の構造計算書に 係る構造計算の方法	1 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
当 該 構 造 計 算 に 用 いたプログラム	1 名称（ ） 2 国土交通大臣の認定 □有 □無 3 認定番号（ ）
備 考	

〔記入注意〕

- 1 構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。
- 2 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。
- 3 「建築物の区分」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 4 「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。「6 その他」に該当する場合は、具体的な構造計算の方法を併せて記入してください。
- 5 「別添の構造計算書に係る構造計算の方法」の欄は、「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄で1又は6のいずれかを選択した場合は記入する必要はありません。
- 6 「当該構造計算に用いたプログラム」の欄は、プログラムを用いて構造計算を行った場合に記入してください。複数のプログラムを用いた場合は、すべてのプログラムについて記入してください。
- 7 次の①から③までに掲げる場合に該当する場合は、「備考」の欄に、それぞれ当該①から③までに定める事項を記入してください。
 - ① この証明書に係る建築物の部分について構造計算によりその安全性を確かめた場合 その旨及び当該部分
 - ② この証明書に係る建築物の部分について他に構造計算によりその安全性を確かめた建築士がいる場合 その旨及び当該部分
 - ③ この証明書に係る建築物が法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分の有する場合 その旨及び当該部分
- 8 7②の場合にあっては、当該建築士が交付した構造計算により安全性を確かめた旨の証明書及びそれに添付された構造計算書を、この証明書に添えてください。

第四号の二書式

工 事 監 理 報 告 書

工事監理を終了しましたので、建築士法第 20 条第 3 項の規定により、その結果を報告します。

年 月 日

() 建築士 () 登録第 号
氏 名

() 建築士事務所 () 登録第 号
名 称

所在地

電話 () 番

建築主 殿

建築物の名称及び所在地				
工 事 種 別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替			
建 築 確 認 番 号	第 号			
建築確認年月日	平成 年 月 日			
工 事 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
工事期間における主要な設計変更	変 更 年 月 日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	確 認 年 月 日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な工事が設計図書のとおりに実施されていることの確認	確 認 年 月 日	確 認 事 項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

	確 認 年 月 日	確 認 事 項		確 認 結 果 の 概 要
工事完了時における確認				
	注 意 年 月 日	注 意 の 概 要		工事施工者の対応と建築主に対する報告の概要
工事施工者に与えた注意				
	意見を聴いた年月日	意見を聴いた者の住所及び氏名	意見を聴いた者の勤務先の住所及び名称	意見を聴いた事項
建築設備に係る意見			電 話 番	
備 考				

- 〔記入注意〕 1. 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
2. 「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
3. 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
4. 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第 18 条第 3 項に規定する注意について記入してください。
5. 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第 20 条第 5 項に規定する場合に記入してください。
6. 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
7. ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。